破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２８１号
埼玉県鴻巣市中井285番地４
破産者　石川　　明
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山580番地
破産者　岩崎　直行
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３７７号
北海道恵庭市柏木町334番地19
破産者　土本　信幸
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８６５号
札幌市中央区南９条西９丁目３番13―602号
破産者　横尾　　勉
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７８号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目14番10号　アゼリアガーデンズ千代ヶ丘　Ａ－１、前住所川崎市麻生区高石３丁目６番１―1204号
破産者　飯田　郁夫
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１２４号
名古屋市中区丸の内３丁目９番11号　新丸の内ビル402号、開始決定時の住所名古屋市中区丸の内３―20―20　チサンマンション丸の内第３　1107号
破産者　岡野　芳雄
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５９４号
兵庫県伊丹市稲野町６丁目18番地
破産者　岡部　正男
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８２３号
大阪市東淀川区菅原６丁目５番22号
破産者　鞍掛　嘉男
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４９号
大阪市北区天神橋２丁目５番15号　グラン・ピア南森町401号室
破産者　渡部　喜子（旧姓十場）
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５５号
大阪府茨木市太田２丁目８―18　協和マンション106号、開始決定時の住所大阪府豊中市寺内１丁目10番８号
破産者　熊谷鉄筋こと　熊谷　賢二
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５６号
大阪市東住吉区山坂１丁目10番９号　ラーク山坂201号、前住所大阪市阿倍野区昭和町２丁目２番６号
破産者　小山　一郎
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５９号
堺市北区百舌鳥西之町１丁184番地　モンターニャ・アイ103号、前住所堺市北区百舌鳥西之町２丁215番地６
破産者　古賀　光政
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６２号
兵庫県西宮市枝川町５番19―303号
破産者　樫本　照代
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４７号
兵庫県加古川市志方町上冨木802番地の３、従前の住所神戸市西区中野１丁目８番地の７
破産者　北田　隆樹
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７号
山口県長門市油谷向津具下3593番地３
破産者　岡嶋　英治
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第９５０号
北九州市門司区下二十町７番５―506号
破産者　井山　孝雄
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８号
青森県十和田市大字三本木字下平261番地２コーポ赤坂３号
破産者　関下　和代
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部